

多子世帯に対する授業料等無償化に係る Q&A

1. 申請関係	
Q1:	多子世帯です。何もしなくても入学料と授業料は無償化になりますか？
A1:	なりません。申請が必要です。※Q2 参照
Q2:	多子世帯に対する授業料等無償化の申請をしたいです。どうすればよいですか？
A2:	新規に『日本学生支援機構 給付奨学金』に申請する必要があります。 給付奨学金に申請し、多子世帯として採用された場合、授業料が無償化となります。 ※既に日本学生支援機構の給付奨学生の場合は、申請不要です。
Q3:	申請期間はいつですか？
A3:	年に2回（春・秋）あります。 申請期間が近づきましたら、学生に対し学内教務システム（メール）等で周知いたします。周知後には、教育支援課の窓口で申請書類の配付を行っております。
Q4:	多子世帯に対する授業料の無償化は、親の所得によらず支援を受けられると聞きました。多子世帯なら、申請すれば誰でも支援が受けられますか？
A4:	所得要件はありませんが、それ以外に要件があります。 「資産要件」や「学業要件」、「大学への入学時期等に関する要件」、「(外国人のみ) 在留資格等に関する要件」などがあります。また、採用後も、毎年、学力や家計状況、扶養状況等について確認を行います。そこで、対象外と判定された場合は、たとえ多子世帯であっても、支援が途中で停止することになりますので、ご注意ください。 ★詳細は→→ こちら
Q5:	過去に留年したことがあります。申請できますか？
A5:	基本的に、修業年限で卒業ができないことが確定している場合は、学業要件を満たさず、申請できません。但し、災害・疾病等のやむを得ない事由があり、それを証明できる場合は、申請できる場合があります。
Q6:	大学院生です。本制度の対象になりますか？
A6:	対象外です。
Q7:	留学生です。本制度の対象になりますか？
A7:	対象外です。

2. 授業料関係

Q8： 多子世帯に対する授業料等無償化に申請予定です。一旦授業料を納める必要がありますか？

A8： 前期は4月（新入生は5月）、後期は10月に授業料の口座振替を行います。給付奨学金に申請された方は、採用が決定したのち、確定した支援区分に基づいて差額分を還付します。採用が決定するまで猶予することも可能ですので、教育支援課にご相談ください。

3. その他

Q9： 多子世帯とは、どのような世帯をいいますか？

A9： 基本的に、学生の父母が扶養する子が3人以上いる世帯を指します。詳細は、学生総合支援センターHPでご案内しておりますので、まずはそちらをご確認ください。

★多子世帯の詳細は→[こちら](#)

Q10： 3人兄弟ですが、最近、兄が就職しました。多子世帯には該当しないでしょうか？

A10： 扶養から外れた兄弟姉妹は、カウントされないため、多子世帯ではなくなります。但し、多子世帯の判定には少し過去の扶養状況が使用されます。時期によっては申請して採用される場合もあります。詳細は学生総合支援センターHPでご案内しております。

★多子世帯の詳細は→[こちら](#)

Q11： 多子世帯に対する授業料等無償化の対象となった場合、過去に支払った入学料や授業料も無償化となりますか？

A11： なりません。無償化の対象となるのは、申請して採用された学期分からとなります。遡って無償化となる制度ではありません。ただし、入学した年の春に申請し、多子世帯として採用された場合は、納付済みの入学料については返金致します。

Q12： 多子世帯に対する授業料等無償化の支援を受けるにあたり、気を付けなければいけないことはありますか？

A12： 日本学生支援機構 第一種奨学金（無利子）の貸与を受けている（受ける）場合、第一種奨学金の額が自動的に調整されます（これを、「併給調整」と言います）。調整後の額は0円や少額となります（★詳細はHPに掲載しています→[こちら](#)）。学生生活を送る上で、奨学金が不足するという場合は、第二種奨学金（有利子）等の申請をご検討ください。

また、年に1度、支援の継続が可能か学業成績を確認します。成績が基準を満たさない場合、支援の停止や廃止となります。さらに、学業成績が著しく不良でやむを得ない事由がない場合、無償化となった額の授業料の納付が必要となりますので、ご注意ください。

Q13：	多子世帯に該当しているはずなのに、多子世帯と認定されませんでした。なぜですか？
A13：	多子世帯の考え方に、誤解がある可能性があります。まずは、HP で要件等をご確認ください。 ★多子世帯の詳細は→→こちら また、多子世帯の判定には、住民税情報が用いられております。年末調整や確定申告で、扶養親族の申告漏れがある場合、多子世帯であっても認定されません。また、申請者本人は、必ず生計維持者に扶養されている必要があります。 ※本制度でいう扶養とは、健康保険の扶養ではありません。

(2025.7.30 版)